

議案第121号

湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

次のとおり、湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第 13 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のものが設置した端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第 13 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて多機能端末機（町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のものが設置した端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。